

固定資産税の評価は

3年ごとに見直しを行っている



中山 美幸 議員

固定資産税は、住民の申告による所得税と異なり、行政で算定している賦課税である。固定資産税の課税方法及び住民への通知は、地方税法に定められた方法で正しく行われているか。

3年に一度見直している

町長

固定資産の価格を決定し、それを課税基準とし課税される。3年ごとに価格を見直す評価替えを実施している。

税務課長

課税は市街地形態を形成している場所では路線価方式、町内85ヶ所を選定した標準批准方式の二通りの方法で課税し、納税通知書、納付書などを送付して

いる。

住民への納税通知の内容を示せ

中山議員

固定資産税の税額が決定した場合、納税対象住民へはどのような形で通知しているか。

地目・面積・評価額・標準額などを通知している

税務課長

納税通知書には地目、面積、評価額、標準額などを表示したものを、令和2年度は5月13日付けで送付している。納税通知書の受け取りから3ヶ月以内に不服申し立てが無ければ確定する。

固定資産税額軽減特例は適用しているか

中山議員

住宅用地、併用住宅用地は課税標準額を軽減する特例措置は適用しているか。

軽減特例措置の具体例

住宅用地	課税標準額(特例措置)
小規模住宅用地 (200㎡以下の住宅用地)	価格の1/6
一般住宅用地 (200㎡を超える住宅用地)	価格の1/3

※住宅用地は、税負担の軽減を目的に特例措置が適用されます。
 ※例えば、300㎡の住宅用地であれば、200㎡分が小規模住宅用地で、残りの100㎡(色つき)が一般住宅用地となります。
 ※店舗付き住宅(併用住宅)などの場合は、居住部分と事業用部分の比率により軽減特例措置



特例措置は適用している

税務課長

小規模住宅用地が7996件、法人分169件、併用住宅の軽減措置は、統計を取っておらず小規模住宅用地に含んでいる。

評価委員会は開催された事があるか

中山議員

税額に異議申し立てがある場合は委員会が審議されるが開催された事があるか。また審議状況の記載された文書は保存されているか。

30年度に開催された

税務課長

委員会が開催されたが、途中で取り下げられた。そのため会議録は保存されていない。

法において文書の保存が定められている

中山議員

地方税法では町条例で定め審査の手順・審議の内容など保存すべきとある。町条例で定めて地方税法に従い長期保存すべきである。

町の文書処理規程により保存している

町長

文書処理規程に従い10年保存を目安としているが、疑義が発生した場合を考慮調査して改める。

過誤納請求期間を20年に

中山議員

総務省の調査によると固定資産税の賦課には、97%の自治体に誤りが発生していて、課税額の誤りによる過誤納金の返還請求なども発生している。町条例では10年と定めているが、国家賠償法に習い20年とすべきではないか。

検討する

町長

過誤納金の返還請求期限は10年と定めているが、国家賠償法・地方税法などを加味し改定に向け検討する。

指摘のあった全棟調査については、令和4年5年を目途に調査を検討する。